

○住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成24年12月21日条例第84号)

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例

平成二十四年十二月二十一日条例第八十四号

改正 平成二五年一二月二六日条例第六三号 平成二六年一〇月二一日条例第四五号  
平成二七年 三月二〇日条例第一四号 平成二七年 五月二二日条例第三九号  
平成二八年 三月二五日条例第一二号 平成二八年一〇月二五日条例第五二号  
平成二九年 七月二一日条例第二七号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条の八に規定する保存期間に係る本人確認情報（以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。）の利用及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成二七条例一四号〕

(本人確認情報の利用に係る事務)

第二条 法第三十条の十五第一項第二号に規定する条例で定める事務は、別表第一のとおりとする。

一部改正〔平成二七条例一四号〕

(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務)

第三条 法第三十条の十五第二項第二号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）及び事務は、別表第二のとおりとする。

一部改正〔平成二七条例一四号〕

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第四条 知事が行う法第三十条の十五第二項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

一 規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法

二 規則で定めるところにより、知事から都道府県知事保存本人確認情報を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を知事以外の執行機関に送付する方法

一部改正〔平成二七条例一四号〕

(本人確認情報の利用及び提供の状況の公表)

第五条 知事は、毎年度一回、都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

一部改正〔平成二七条例一四号〕

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 知事及び別表第二上欄に掲げる提供を受ける執行機関は、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により、この条例に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

附 則（平成二十五年十二月二十六日条例第六十三号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年十月二十一日条例第四十五号）

この条例は、平成二十七年二月一日から施行する。ただし、別表第一第十四号の改正規定（「母子福祉資金」の下に「、父子福祉資金」を加える部分を除く。）は公布の日から、同表第二十二号の改正規定は平成二十六年十一月二十五日から施行する。

附 則（平成二十七年三月二十日条例第十四号）

この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、第一条の規定（別表第一第三十一号の改正規定を除く。）は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行の日から、第二条の規定は同法附則第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成二十七年五月二十二日条例第三十九号）

この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十五日条例第十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年十月二十五日条例第五十二号）

この条例は、平成二十九年二月一日から施行する。ただし、別表第一第三十一号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年七月二十一日条例第二十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一（第二条）

一から三まで 削除

四 災害時において知事が必要と認める場合における県民の安否の確認に関する事務のうち規則で定めるもの

五 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）による同法第二十五条第四項の提出に関する事務のうち規則で定めるもの

六 千葉県恩給条例（昭和二十三年千葉県条例第七号）による年金である給付の支給に関する事務のうち規則で定めるもの

七 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）による同法第三条第一項の支給に関する事務のうち規則で定めるもの

八 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）による同法第五条の記載事項の変更の事実の確認に関する事務のうち規則で定めるもの

九 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）による同法第三条の支給に関する事務のうち規則で定めるもの

十 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）による同法第三条第一項の支給に関する事務のうち規則で定めるもの

十一 千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例（平成五年千葉県条例第二号）による修学資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務のうち規則で定めるもの

十二 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第十六条及びがん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）第十八条第二項によるがん患者の状況の把握に関する事務のうち規則で定めるもの

十三 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）による同法第八条第一項の審査及び整理又は同法第十条第二項（同法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の調査に関する事務のうち規則で定めるもの

十四 先天性血液凝固因子障害等に係る医療の給付に関する事務のうち規則で定めるもの

十五 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に係る過誤払による返還金に関する事務のうち規則で定めるもの

十五の二 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）による同法第八条第二項の措置に関する事務のうち規則で定めるもの

十六 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による同法第六十九条の二第一項の登録、同法第六十九条の四の届出又は同法第六十九条の七第一項の交付に関する事務のうち規則で定めるもの

十七 千葉県保健師等修学資金貸付条例（昭和三十七年千葉県条例第三十三号）による修学資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務のうち規則で定めるもの

十八 千葉県理学療法士等修学資金貸付条例（昭和五十八年千葉県条例第一号）による修学資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務のうち規則で定めるもの

十九 削除

二十 千葉県医師修学資金貸付条例（平成二十年千葉県条例第四十五号）による修学資金の貸付け

- に係る債権の管理に関する事務のうち規則で定めるもの
- 二十一 削除
  - 二十二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）による同法第三十三条第一項の交付に関する事務のうち規則で定めるもの
  - 二十三 千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年千葉県条例第十九号）による同条例第三条第一項の登録又は同条例第七条第一項の届出に関する事務のうち規則で定めるもの
  - 二十四 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）による同法第三十九条第一項の免許、同法第四十六条第一項の届出又は同法第六十一条第四項の届出に関する事務のうち規則で定めるもの
  - 二十五 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）による同令第七条第十一項若しくは第十二項の届出、同令第十一条の二第九項の届出、同令第十五条第六項の届出又は同令第四十二条第五項の届出に関する事務のうち規則で定めるもの
  - 二十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）による同令第二十条の届出に関する事務のうち規則で定めるもの
  - 二十七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）による同令第九条第二号の指定又は同令第十条の三第二号の指定に関する事務のうち規則で定めるもの
  - 二十八 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号）による同条例第十条の許可、同条例第十三条第八項の届出、同条例第二十一条の三第一項の許可又は同条例第二十二条第二項の届出に関する事務のうち規則で定めるもの
  - 二十九 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成十四年千葉県条例第三号）による同条例第十二条第一項の許可又は同条例第十五条第三項の届出に関する事務のうち規則で定めるもの
  - 三十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和四十七年千葉県規則第四十三号）による同規則第十五条の届出に関する事務のうち規則で定めるもの
  - 三十一 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）による同法第七条第一項の命令若しくは同条第二項の資料の提出要求又は同法第二十九条第一項の報告徴収、物件の提出命令若しくは立入検査に関する事務のうち規則で定めるもの
  - 三十二 特定商取引に関する法律（昭和三十九年法律第五十七号）による同法第六条の二の資料の提出要求、同法第七条の指示、同法第八条第一項の命令、同法第十二条の二の資料の提出要求、同法第十四条の指示、同法第十五条第一項若しくは第二項の命令、同法第二十一条の二の資料の提出要求、同法第二十二条の指示、同法第二十三条第一項の命令、同法第三十四条の二の資料の提出要求、同法第三十六条の二の資料の提出要求、同法第三十八条の指示、同法第三十九条第一項から第四項までの命令、同法第四十三条の二の資料の提出要求、同法第四十四条の二の資料の提出要求、同法第四十六条の指示、同法第四十七条第一項の命令、同法第五十二条の二の資料の提出要求、同法第五十四条の二の資料の提出要求、同法第五十六条の指示、同法第五十七条第一項若しくは第二項の命令、同法第五十八条の十二の指示、同法第五十八条の十三第一項の命令又は同法第六十六条第一項若しくは第二項（同条第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の命令若しくは立入検査、同条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の命令若しくは同条第四項の報告の要求に関する事務のうち規則で定めるもの
  - 三十三 千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例（平成十九年千葉県条例第七十二号）による同条例第十五条第一項の調査若しくは同条第二項の要求、同条例第十六条第一項の指導若しくは勧告、同条例第十七条の情報提供、同条例第二十二条第一項の調査若しくは同条第二項の要求、同条例第二十三条第一項の指導若しくは勧告、同条例第二十四条の情報提供、同条例第二十五条の情報提供、同条例第二十八条の援助、同条例第三十三条の指導若しくは勧告又は同条例第三十五条第一項の報告徴収若しくは立入検査に関する事務のうち規則で定めるもの
  - 三十四 千葉県青少年健全育成条例（昭和三十九年千葉県条例第六十四号）による同条例第十四条第一項から第三項までの届出に関する事務のうち規則で定めるもの
  - 三十五 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）による同法第十三条第三項の取消し、同法第四十二条の命令、同法第四十三条第一項若しくは第二項の取消し又は同法第八十条の過料に関する事務のうち規則で定めるもの

- 三十六 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二十二号）第四条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条第一項第一号の資金の貸付けの事業に係る債権の管理に関する事務のうち規則で定めるもの
- 三十七 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）による同法第十五条第一項第三号ロ又はハの貸付けの事業に係る債権の管理に関する事務のうち規則で定めるもの
- 三十八 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）による同法第三十二条の登録又は同法第三十二条の七第一項の届出に関する事務のうち規則で定めるもの
- 三十九 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）による同法第五条第一項の許可又は同法第十六条第一項の許可に関する事務のうち規則で定めるもの
- 四十 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）による同法第三条の登録又は同法第九条第一項の届出に関する事務のうち規則で定めるもの
- 四十一 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）による同法第十七条の二第一項の通知、同条第四項において読み替えて準用する同法第十条第一項の通知、同法第三十四条第四項の届出又は同条第五項の通知に関する事務のうち規則で定めるもの
- 四十二 千葉県土採取条例（昭和四十九年千葉県条例第一号）による同条例第二条の二の登録又は同条例第二条の七の届出に関する事務のうち規則で定めるもの
- 四十三 就農のための研修を受ける青年に対する給付金の給付に係る債権の管理に関する事務のうち規則で定めるもの
- 四十四 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）による同法第十八条第十六項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務のうち規則で定めるもの
- 四十五 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）による同法第十六条第二項の講習会の実施に関する事務のうち規則で定めるもの
- 四十六 千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例（平成十五年千葉県条例第五号）による同条例第十六条第一項の認定又は同条例第十八条第一項の認定に関する事務のうち規則で定めるもの
- 四十七 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）による同法第十条の免許に関する事務のうち規則で定めるもの
- 四十八 千葉県屋外広告物条例（昭和四十四年千葉県条例第五号）による同条例第十七条の二第一項若しくは第三項の登録又は同条例第十七条の六第一項の届出に関する事務のうち規則で定めるもの
- 四十九 千葉県病院事業の設置等に関する条例（昭和六十二年千葉県条例第一号）による同条例第八条第一項の料金に係る債権の管理に関する事務のうち規則で定めるもの  
一部改正〔平成二五年条例六三号・二六年四五号・二七年一四号・三九号・二八年一二号・五二号・二九年二七号〕

別表第二（第三条）

知事以外の執行機関	事務
教育委員会	一 千葉県恩給条例による年金である給付の支給に関する事務のうち規則で定めるもの 二 千葉県奨学資金貸付条例（昭和四十年千葉県条例第四十三号）による奨学資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務のうち規則で定めるもの 三 千葉県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸付条例（昭和四十九年千葉県条例第七十四号）による修学奨励資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務のうち規則で定めるもの
公安委員会	道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）による同法第五十一条の四第四項の命令、同条第六項の通知、同条第十三項の

	督促又は同条第十四項の徴収に関する事務のうち規則で定めるもの
選挙管理委員会	<p>一 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）による同法第八十六条第一項から第三項までの届出又は同法第八十六条の四第一項若しくは第二項（漁業法第九十四条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の届出に関する事務のうち規則で定めるもの</p> <p>二 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）による同令第八十一条（漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条において準用する場合を含む。）の告示に関する事務のうち規則で定めるもの</p>
監査委員	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の請求に関する事務のうち規則で定めるもの

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則  
(平成25年2月1日規則第3号)

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則

平成二十五年二月一日  
規則第三号

改正 平成二六年 二月一二日規則第六号 平成二六年一〇月二一日規則第六一号  
平成二六年一二月 五日規則第六六号 平成二七年 五月二二日規則第四三号  
平成二八年 三月二五日規則第九号 平成二八年一〇月二五日規則第七五号  
平成二八年一二月 二日規則第七九号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十四年千葉県条例第八十四号。以下「住基条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第二条 住基条例第四条第一号及び第二号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供は、電子計算機（入出力装置を含む。）の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の送付の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成十四年総務省告示第三百三十四号）の例によるものとする。

一部改正〔平成二七年規則四三号〕

(住基条例別表第一の規則で定める事務)

第三条 住基条例別表第一の事務のうち規則で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるとおりとする。

(住基条例別表第二の規則で定める事務)

第四条 住基条例別表第二の下欄の事務のうち規則で定めるものは、別表第二の上欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるとおりとする。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年二月十二日規則第六号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年十一月二十一日規則第六十一号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一住基条例別表第一第二十二号の規則で定める事務の項の改正規定は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

附 則（平成二十六年十二月五日規則第六十六号）

この規則は、平成二十七年二月一日から施行する。

附 則（平成二十七年五月二十二日規則第四十三号）

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、別表第一住基条例別表第一第二十四号の規則で定める事務の項及び同表住基条例別表第一第二十五号の規則で定める事務の項の改正規定は同年五月二十九日から、第二条の改正規定は同年十月五日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十五日規則第九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年十月二十五日規則第七十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年十二月二日規則第七十九号）

この規則は、平成二十九年二月一日から施行する。

別表第一（第三条）

住基条例別表第一第四号の規則で定める事務	一 県民の住所地の市町村長に対する当該県民の安否の確認をするために必要な情報の提供 二 県民の安否の確認
住基条例別表第一第五号の規則で定める事務	宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十五条第四項の提出に係る宗教法人の代表役員又はその代務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
住基条例別表第一第六号の規則で定める事務	一 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査 三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第一第七号の規則で定める事務	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第三条第一項の支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第一第八号の規則で定める事務	戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第四条の戦傷病者手帳の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第一第九号の規則で定める事務	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第三条の支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第一第十号の規則で定める事務	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）第三条第一項の支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第一第十一号の規則で定める事務	千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例（平成五年千葉県条例第二号）第六条第一項の規定による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第一第十二号の規則で定める事務	がん患者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第一第十三号の規則で定める事務	一 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号。以下この項において「法」という。）第八条第一項の審査及び整理に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の確認 二 法第十条第二項（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の調査に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の確認
住基条例別表第一第十四号の規則で定める事務	一 先天性血液凝固因子障害等に係る医療の給付に関する受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 先天性血液凝固因子障害等に係る医療の給付に関する受給者証の記載事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
住基条例別表第一第十五号の規則で定める事務	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に係る過誤払の返還金の返還をすべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第一第十五号の規則で定める事務	児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）

二の規則で定める事務	以下この項において「法」という。) 第八条第二項の措置のうち、法第六条第一項の規定による通告に係る児童又は当該児童の保護者(法第二条に規定する保護者をいう。)の氏名、住所又は生年月日の確認
住基条例別表第一第十六号の規則で定める事務	一 介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下この項において「法」という。)第六十九条の二第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 法第六十九条の四の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 三 法第六十九条の七第一項の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
住基条例別表第一第十七号の規則で定める事務	千葉県保健師等修学資金貸付条例(昭和三十七年千葉県条例第三十三号)第六条第一項の規定による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第一第十八号の規則で定める事務	千葉県理学療法士等修学資金貸付条例(昭和三十八年千葉県条例第一号)第五条第一項の規定による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第一第二十号の規則で定める事務	千葉県医師修学資金貸付条例(平成二十年千葉県条例第四十五号)第五条第一項の規定による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第一第二十二号の規則で定める事務	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十三条第一項の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
住基条例別表第一第二十三号の規則で定める事務	一 千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和三十九年千葉県条例第十九号。次号において「条例」という。)第三条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 条例第七条第一項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
住基条例別表第一第二十四号の規則で定める事務	一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下この項において「法」という。)第三十九条第一項の狩猟免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 法第四十六条第一項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 三 法第六十一条第四項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
住基条例別表第一第二十五号の規則で定める事務	一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号。以下この項において「省令」という。)第七条第十一項又は第十二項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 二 省令第十一条の二第九項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 三 省令第十五条第六項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

	四 省令第四十二条第五項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
住基条例別表第一第二十六号の規則で定める事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二十条の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
住基条例別表第一第二十七号の規則で定める事務	一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。次号において「省令」という。）第九条第二号の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 省令第十条の三第二号の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
住基条例別表第一第二十八号の規則で定める事務	一 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号。以下この項において「条例」という。）第十条の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 条例第十三条第八項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 三 条例第二十一条の三第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 四 条例第二十二条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
住基条例別表第一第二十九号の規則で定める事務	一 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成十四年千葉県条例第三号。次号において「条例」という。）第十二条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 条例第十五条第三項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
住基条例別表第一第三十号の規則で定める事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和四十七年千葉県規則第四十三号）第十五条の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
住基条例別表第一第三十一号の規則で定める事務	一 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三十四号。以下この項において「法」という。）第七条第一項の命令又は同条第二項の資料の提出要求を受けるべき者（その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人）の氏名又は住所の確認 二 法第二十九条第一項の報告徴収、物件の提出命令又は立入検査の対象となる者（その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人）の氏名又は住所の確認
住基条例別表第一第三十二号の規則で定める事務	一 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号。以下この項において「法」という。）第六条の二の資料の提出要求を受けるべき者（その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人）の氏名又は住所の確認 二 法第七条の指示を受けるべき者（その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人）の氏名又は住所の確認 三 法第八条第一項の命令を受けるべき者（その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人）の氏名又は住所の確認 四 法第十二条の二の資料の提出要求を受けるべき者（その者

- が法人である場合にあつては、その役員又は清算人)の氏名又は住所の確認
- 五 法第十四条の指示を受けるべき者(その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人)の氏名又は住所の確認
- 六 法第十五条第一項又は第二項の命令を受けるべき者(その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人)の氏名又は住所の確認
- 七 法第二十一条の二の資料の提出要求を受けるべき者(その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人)の氏名又は住所の確認
- 八 法第二十二条の指示を受けるべき者(その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人)の氏名又は住所の確認
- 九 法第二十三条第一項の命令を受けるべき者(その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人)の氏名又は住所の確認
- 十 法第三十四条の二の資料の提出要求を受けるべき者(その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人)の氏名又は住所の確認
- 十一 法第三十六条の二の資料の提出要求を受けるべき者(その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人)の氏名又は住所の確認
- 十二 法第三十八条の指示を受けるべき者(その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人)の氏名又は住所の確認
- 十三 法第三十九条第一項から第四項までの命令を受けるべき者(その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人)の氏名又は住所の確認
- 十四 法第四十三条の二の資料の提出要求を受けるべき者(その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人)の氏名又は住所の確認
- 十五 法第四十四条の二の資料の提出要求を受けるべき者(その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人)の氏名又は住所の確認
- 十六 法第四十六条の指示を受けるべき者(その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人)の氏名又は住所の確認
- 十七 法第四十七条第一項の命令を受けるべき者(その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人)の氏名又は住所の確認
- 十八 法第五十二条の二の資料の提出要求を受けるべき者(その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人)の氏名又は住所の確認
- 十九 法第五十四条の二の資料の提出要求を受けるべき者(その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人)の氏名又は住所の確認
- 二十 法第五十六条の指示を受けるべき者(その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人)の氏名又は住所の確認
- 二十一 法第五十七条第一項又は第二項の命令を受けるべき者

	<p>(その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人)の氏名又は住所の確認</p> <p>二十二 法第五十八条の十二の指示を受けるべき者(その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人)の氏名又は住所の確認</p> <p>二十三 法第五十八条の十三第一項の命令を受けるべき者(その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人)の氏名又は住所の確認</p> <p>二十四 法第六十六条第一項若しくは第二項(同条第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の命令若しくは立入検査、同条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)の命令又は同条第四項の報告の要求を受けるべき者(その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人)の氏名又は住所の確認</p>
住基条例別表第一第三十三号の規則で定める事務	<p>一 千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例(平成十九年千葉県条例第七十二号。以下この項において「条例」という。)第十五条第一項の調査又は同条第二項の要求を受けるべき者(その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人)の氏名又は住所の確認</p> <p>二 条例第十六条第一項の指導又は勧告を受けるべき者(その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人)の氏名又は住所の確認</p> <p>三 条例第十七条の情報提供に係る者(その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人)の氏名又は住所の確認</p> <p>四 条例第二十二條第一項の調査又は同条第二項の要求を受けるべき者(その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人)の氏名又は住所の確認</p> <p>五 条例第二十三条第一項の指導又は勧告を受けるべき者(その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人)の氏名又は住所の確認</p> <p>六 条例第二十四条の情報提供に係る者(その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人)の氏名又は住所の確認</p> <p>七 条例第二十五条の情報提供に係る架空請求に用いられた氏名又は住所の確認</p> <p>八 条例第二十八条の貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>九 条例第三十三条の指導又は勧告を受けるべき者(その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人)の氏名又は住所の確認</p> <p>十 条例第三十五条第一項の報告徴収又は立入検査の対象となる者(その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人)の氏名又は住所の確認</p>
住基条例別表第一第三十四号の規則で定める事務	千葉県青少年健全育成条例(昭和三十九年千葉県条例第六十四号)第十四条第一項から第三項までの届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
住基条例別表第一第三十五号の規則で定める事務	一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下この項において「法」という。)第十三条第三項の取消しの対象となる特定非営利活動法人の設立の認証を受けた者の氏名又は

	<p>住所の変更の事実の確認</p> <p>二 法第四十二条の命令の対象となる特定非営利活動法人の理事又は監事の氏名又は住所の変更の事実の確認</p> <p>三 法第四十三条第一項又は第二項の取消しの対象となる特定非営利活動法人の理事又は監事の氏名又は住所の変更の事実の確認</p> <p>四 法第八十条各号のいずれかに該当すると認められる特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人の氏名又は住所の変更の事実の確認</p>
住基条例別表第一第三十六号の規則で定める事務	<p>中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二十二号）第四条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条第一項第一号の資金の貸付けの事業に係る貸付けを受けた者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p>
住基条例別表第一第三十七号の規則で定める事務	<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）第十五条第一項第三号ロ又はハの貸付けの事業に係る貸付けを受けた者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p>
住基条例別表第一第三十八号の規則で定める事務	<p>一 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号。次号において「法」という。）第三十二条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>二 法第三十二条の七第一項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p>
住基条例別表第一第三十九号の規則で定める事務	<p>一 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。次号において「法」という。）第五条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>二 法第十六条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p>
住基条例別表第一第四十号の規則で定める事務	<p>一 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号。次号において「法」という。）第三条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>二 法第九条第一項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p>
住基条例別表第一第四十一号の規則で定める事務	<p>一 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号。以下この項において「法」という。）第十七条の二第一項の通知の受理又はその通知に係る事実についての審査</p> <p>二 法第十七条の二第四項において読み替えて準用する同法第十条第一項の通知の受理又はその通知に係る事実についての審査</p> <p>三 法第三十四条第四項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>四 法第三十四条第五項の通知の受理又はその通知に係る事実についての審査</p>
住基条例別表第一第四十二号の規則で定める事務	<p>一 千葉県土採取条例（昭和四十九年千葉県条例第一号。次号において「条例」という。）第二条の二の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p>

	二 条例第二条の七の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
住基条例別表第一第四十三号の規則で定める事務	就農のための研修を受ける青年に対する青年就農給付金の給付を受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第一第四十四号の規則で定める事務	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
住基条例別表第一第四十五号の規則で定める事務	家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の講習会の受講の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
住基条例別表第一第四十六号の規則で定める事務	一 千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例（平成十五年千葉県条例第五号。次号において「条例」という。）第十六条第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 条例第十八条第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
住基条例別表第一第四十七号の規則で定める事務	漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
住基条例別表第一第四十八号の規則で定める事務	一 千葉県屋外広告物条例（昭和四十四年千葉県条例第五号。次号において「条例」という。）第十七条の二第一項又は第三項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 条例第十七条の六第一項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
住基条例別表第一第四十九号の規則で定める事務	千葉県病院事業の設置等に関する条例（昭和六十二年千葉県条例第一号）第八条第一項の料金を納入すべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

一部改正〔平成二六年規則六号・六一号・六六号・二七年四三号・二八年九号・七五号・七九号〕

別表第二（第四条）

住基条例別表第二教育委員会の項事務の欄第一号の規則で定める事務	一 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査 三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第二教育委員会の項事務の欄第二号の規則で定める事務	千葉県奨学資金貸付条例（昭和四十年千葉県条例第四十三号）第六条第一項の規定による貸付けを受けた者又はその連帯保証人若しくは保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第二教育委員会の項事務の欄第三号の規則で定める事務	千葉県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸付条例（昭和四十九年千葉県条例第七十四号）第六条第一項の規定による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第二公安委員会	一 道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下この項にお

<p>の項事務の欄の規則で定める事務</p>	<p>いて「法」という。)第五十一条の四第四項の命令の対象となる者(その者が法人である場合にあつてはその役員、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものである場合にあつてはその代表者又は管理人)の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p> <p>二 法第五十一条の四第六項の通知の対象となる者(その者が法人である場合にあつてはその役員、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものである場合にあつてはその代表者又は管理人)の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p> <p>三 法第五十一条の四第十三項の督促の対象となる者(その者が法人である場合にあつてはその役員、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものである場合にあつてはその代表者又は管理人)の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p> <p>四 法第五十一条の四第十四項の徴収の対象となる者(その者が法人である場合にあつてはその役員、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものである場合にあつてはその代表者又は管理人)の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p>
<p>住基条例別表第二選挙管理委員会の項事務の欄第一号の規則で定める事務</p>	<p>一 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。次号において「法」という。)第八十六条第一項から第三項までの届出の受理又はこれらの届出に係る事実についての審査</p> <p>二 法第八十六条の四第一項又は第二項(漁業法第九十四条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の届出の受理又はこれらの届出に係る事実についての審査</p>
<p>住基条例別表第二選挙管理委員会の項事務の欄第二号の規則で定める事務</p>	<p>公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十一条(漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条において準用する場合を含む。)の告示に係る者の住所及び氏名の確認</p>
<p>住基条例別表第二監査委員の項事務の欄の規則で定める事務</p>	<p>地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条第一項の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答</p>

一部改正〔平成二六年規則六一号〕

答 申 第 1 1 8 号

平成 24 年 7 月 12 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県個人情報保護審議会

会 長 土 屋 俊



住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の利用  
拡大及び保護措置について（答申）

平成 24 年 6 月 26 日付け市第 682 号で諮問のあったこのことについて、下記  
のとおり答申します。

記

適当なものと認める。

ただし、本人確認情報の利用拡大に当たっては、次の事項について配慮する  
ものとする。

- 1 条例化に当たっては、パブリックコメント等を通じて、一般の県民の意見  
を十分反映すること。特に、がん患者の状況の把握に関する事務については、  
その必要性について十分説明を尽くしたうえで、意見を聴取すること。
- 2 災害時において知事が必要と認める場合における県民の安否の確認に関  
する事務については、知事の判断が災害の状況に応じて適切に行われるよう  
留意すること。
- 3 住民基本台帳ネットワークシステムに平成 25 年度末から生体認証システ  
ムが導入される予定であることを踏まえつつ、操作者識別カード、端末機そ  
の他情報資産の管理方法の見直しに当たっては、アクセス管理を徹底するな  
ど、情報流出や不正行為がないよう配慮すること。
- 4 操作者に対する研修その他の保護措置を十分に行い、本人確認情報の保護  
に万全を期すこと。

- 5 本人確認情報の利用状況について、定期的に当審議会へ報告すること。
- 6 今後、利用事務を追加するため条例改正をしようとする場合には、あらかじめ当審議会の意見を求めること。